

## 第11期第1回小金井市男女平等推進審議会（令和6年度第1回）次第

日時：令和6年5月13日（月）

午後1時30分～3時30分

場所：市役所本庁舎第1会議室

### 1 議題

- (1) 委員の委嘱について
  - ア 小金井市長挨拶及び委嘱状交付
  - イ 各委員の紹介について
- (2) 会長及び副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) 男女平等推進審議会（第11期）の審議内容について
  - ア 第6次男女共同参画行動計画の推進について
  - イ （仮称）第7次男女共同参画行動計画（案）の策定について
- (5) その他

### 2 報告事項

- (1) 令和5年度男女共同参画室事業（報告）について
- (2) 令和6年度男女共同参画室事業（予定）について
- (3) 市議会の報告について
- (4) その他

### 3 その他

### 4 配布資料

- 資料1 小金井市男女平等推進審議会委員名簿（第11期）
- 資料2 小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）
- 資料3 小金井市男女平等推進審議会（第10期）開催経過
- 資料4 （仮称）第7次男女共同参画行動計画策定事業概要
- 資料5 令和5年度男女共同参画室事業（報告）
- 資料6 市議会の報告
- 資料7 令和6年度男女共同参画室事業（予定）

## 参考

- 1 第10期第8回（令和5年12月25日）会議録
- 2 第10期第9回（令和6年1月12日）会議録
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）
- 4 苦情・相談申出処理状況報告書（令和5年度）
- 5 小金井市男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年3月）
- 6 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書（令和2年3月）

## 小金井市男女平等推進審議会委員名簿（第 1 1 期）

自令和 6 年 4 月 1 日  
至令和 8 年 3 月 3 1 日

区 分	氏 名
公 募 市 民	あんどう よしこ 安藤 能子
	おやまだ ちえ 小山田 智恵
	ふりはた ゆうじ 降旗 優次
	まきの まや 牧野 まや
	よしだ たかし 吉田 孝
学 識 経 験 者	いしだ しずこ 石田 静子
	いのくち ようこ 井口 よう子
	くらもち きよみ 倉持 清美
	だんばら のぶかず 檀原 延和
	まなべ りんこ 眞鍋 倫子

（敬称省略）名簿は各五十音順

## 小金井市男女平等推進審議会の進め方について（案）

## 1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（小金井市男女平等基本条例 第31条第1項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（同 第31条第2項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（同 第33条）

## 2 会議録の作成について

## (1) 会議録の作成方法について（協議事項）

- ① 原則、全文記録とすることについて

（参考）市民参加条例施行規則第5条

条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

## (2) 会議録作成作業について

ア 会議の内容は、原則録音し、業者委託によるテープ反訳を行う。

イ 校正は、事務局による確認作業の後、各委員が発言部分の確認を行う。

委員の確認の内容は、差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等とする。（修正については会長一任とする）

ウ 各委員による確認作業終了後、会長が確認を行う。

エ 確定した会議録は、市施設及び市ホームページで公開する。

（参考）会議録の閲覧場所

企画政策課男女共同参画室、情報公開コーナー、議員図書室、図書館本館

## 3 傍聴及び意見用紙の取扱いについて（協議事項）

(1) 傍聴の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 会議は、原則傍聴席を設けるものとする。
- ② 傍聴者からの意見表明は、意見用紙により行う。（資料2-1 意見用紙）
- ③ 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて次回審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。

※ 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載します。

**小金井市市民参加条例施行規則(抜粋) (平成 16 年3月4日規則第6号)**

(改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号 平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号 平成 21 年 9 月 30 日規則第 34 号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、小金井市市民参加条例(平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

**第3条** 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。)第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

**第4条** 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

**第5条** 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

**第6条** 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

**第7条** 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

## 小金井市情報公開条例(抜粋) (平成 14 年9月 30 日条例第 31 号)

改正(平成 14 年 12 月 19 日条例第 39 号 平成 18 年 3 月 31 日条例第 24 号 平成 28 年 3 月 29 日条例第 3 号)

### 第2章 市政情報の公開

(市政情報の公開義務)

**第5条** 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該市政情報を公開しなければならない。ただし、当該市政情報に次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合は、公開しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが一般に必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康もしくは自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報、その他公開することが公益上特に必要と認められる情報

(4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの

## 男女平等推進審議会傍聴者意見用紙

審議会を傍聴されて、ご意見がある方はこの用紙にご記入ください。

いただいたご意見は、会長判断により必要に応じて審議会の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

小金井市男女平等推進審議会

令和 年 月 日

## 小金井市男女平等推進審議会(第10期)開催経過

回	日時	議 題
第1回	令和4年2月16日(水)	・委員の委嘱について ・会長、副会長の互選について ・審議会の進め方について ・男女平等推進審議会(第10期)の審議内容について
第2回	令和4年7月12日(火)	・男女共同参画施策の推進について (第6次男女共同参画行動計画推進状況調査について)
第3回	令和4年10月24日(月)	・男女共同参画施策の推進について (第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書兼苦情相談申出処理状況報告書案について)
第4回	令和5年1月13日(金)	・男女共同参画施策の推進について (小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について提言案)
第5回	令和5年3月13日(月)	・男女共同参画施策の推進について (小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について提言案)
第6回	令和5年7月25日(火)	・男女共同参画施策の推進について (第6次男女共同参画行動計画推進状況調査について)
第7回	令和5年10月26日(木)	・男女共同参画施策の推進について (第6次男女共同参画行動計画推進状況調査について)
第8回	令和5年12月25日(月)	・男女共同参画施策の推進について (小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について提言案)
第9回	令和6年1月12日(金)	・男女共同参画施策の推進について (小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について提言案)



## (仮称) 第7次男女共同参画行動計画策定事業概要

## 1 事業目的

第6次男女共同参画行動計画が令和7年度末で終了となることから、令和8年度以降の計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画策定に当たっては、配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画を内包するものとする。

## 2 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

## 3 スケジュール

計画策定に先立ち、令和6年度に無作為で抽出した18歳以上の市民2,000人の市民意識調査、市職員を対象とした市職員意識調査等を実施する。

予 定 時 期		実 施 内 容
令和6年度	上旬	事業者選定 男女平等推進審議会にて意識調査内容について審議
	中旬	市民意識調査及び市職員意識調査を実施
	下旬	結果分析後、調査報告書を作成
令和7年度	上旬	男女平等推進審議会にて計画の内容について審議
	中旬	市民懇談会及びパブリックコメントを実施
	下旬	計画策定

## 4 男女平等推進審議会

- (1) 委員10人（学識経験者5人、公募市民5人）
- (2) 2か年で14回程度開催予定

## 令和 5 年度 男女共同参画室事業（報告）

## 1 市民参加による事業

## (1) 第 37 回こがねいパレット 開催内容

開催日	11.12	場所	市民会館萌え木ホール
テーマ	地域で活かす これからのわたし		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉岡マコさんによる講演</li> <li>・こがねいパレットに賛同する団体の紹介</li> </ul>		
参加人数	21人		

## (2) 情報誌「かたらい」発行

号数	内容（特別企画、特集）	発行
58号	アンコンシャス・バイアス～無意識の 思い込み～	令和5年9月 1,600部
59号	そもそも「男女共同参画」ってなんだろう？	令和6年3月 2,600部

## 2 男女共同参画シンポジウムの開催

開催日	7.8	場所	市民会館萌え木ホール
テーマ	人生100年時代の男女共同参画		
内容	山田 昌弘さん（中央大学文学部教授）による講演		
参加人数	28人		

## 3 女性総合相談の実施

実施方法	専門機関に委託（来所相談または電話相談）
相談日時	原則、毎週金曜日と第2木曜日 午後1時30分～4時30分
相談場所	市民相談室
相談件数	149件

## 4 再就職支援講座の実施

開催日	12.15	場所	市民会館萌え木ホール
-----	-------	----	------------

テ　　マ	私らしい働き方をみつけよう～働くために今できること
内　　容	・中桐桂さん（キャリアコンサルタント）による講演 ・就職支援ナビゲーターによる個別相談会（希望者のみ）
参加人数	16人（うち個別相談4人）

5 配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置

6 DV防止普及啓発パネル展の開催

開　　催　　日	11.12～11.24	場　　所	第二庁舎正面玄関
内　　容	DV防止普及啓発に係るパネル等の展示		

7 広報を通じた周知・啓発

(1) 市報 男女共同参画室の「みんなのひろば」等掲載内容

毎月15日号	・女性総合相談のお知らせ
4 / 1号	・男女平等推進審議会委員の公募予定 ・こがねいパレット実行委員募集
4 / 15号	・東京レインボープライド2023出展のお知らせ
5 / 1号	・男女平等に配慮した表現とメディア・リテラシーの啓発 ・男女共同参画室発行冊子の案内 ・国内研修事業の参加者募集 ・DV相談先の案内
6 / 1号	・男女共同参画シンポジウム開催のお知らせ
6 / 15号	・男女共同参画週間のお知らせ ・ワーク・ライフ・バランスの啓発 ・DV・デートDV・ストーカー防止啓発
7 / 1号	・苦情処理窓口の案内 ・女性総合相談の案内 ・男性相談の案内 ・DV相談先の案内
7 / 15号	・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ
10 / 1号	・こがねいパレット展示団体募集
10 / 15号	・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ ・パートナーシップ宣誓制度の紹介

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内研修事業の参加者募集</li> <li>・こがねいパレット開催のお知らせ</li> </ul>
11 / 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止普及啓発パネル展開催のお知らせ</li> <li>・DV相談先の案内</li> </ul>
11 / 15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進審議会委員募集</li> <li>・再就職準備講座開催のお知らせ</li> <li>・「かたらい」発行のお知らせ</li> </ul>
12 / 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ</li> </ul>
1 / 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性への理解促進講座開催のお知らせ</li> <li>・男女平等推進審議会開催日程のお知らせ</li> </ul>
1 / 15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進審議会委員選任結果</li> </ul>
2 / 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性への理解促進発パネル展開催のお知らせ</li> </ul>
2 / 15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理窓口の案内</li> <li>・苦情処理のしくみ</li> <li>・デートDV防止啓発</li> <li>・女性総合相談の案内</li> </ul>
3 / 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かたらい」編集委員募集</li> <li>・国際女性の日のお知らせ</li> <li>・男女共同参画行動計画推進状況調査の報告</li> </ul>
3 / 15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）第7次男女共同参画行動計画策定支援委託事業者募集</li> </ul>

※市報のほか、市ホームページや X（旧 Twitter）等で周知・啓発を行いました。

## 8 印刷物等を通じた啓発事業、情報提供等

- (1) 男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」（成人式配付物）729部（3課共同印刷）
- (2) DV相談緊急連絡先広報カード（市施設女子トイレ・第二庁舎入口等に設置）
- (3) DV防止普及啓発冊子「知っていますか？身近なDV」の配布
- (4) 女性総合相談広報カードの作成 3,500部

## 9 性の多様性への理解促進講座等の実施

- (1) 市民向け講座

開催日	1. 27	場所	市民会館萌え木ホール
テーマ	改めて学ぶLGBTQのこと		
内容	山下敏雅さん（弁護士）による講演		
参加人数	13人		

(2) 職員向け研修

開催日	10. 16	場所	市民会館萌え木ホール
テーマ	多様な性への理解の促進		
内容	渡辺大輔さん（埼玉大学教育機構基盤教育研究センター准教授）による研修		
参加人数	20人		

(3) 性の多様性への理解促進パネル展の開催

開催日	2. 1～2. 14	場所	第二庁舎正面玄関
内容	性の多様性への理解促進に係るパネル等の展示		

10 若年層セクシャル・マイノリティ支援事業（事業参加後の数値）

(1) 居場所事業

開催回数	12回	場所	連携自治体各施設
延べ参加人数	78人		

(2) 教育関係事業

開催回数	37回	場所	連携自治体学校等
延べ参加人数	2, 718人		

## 市議会の報告

令和 6 年第 1 回市議会定例会 一般質問

令和 6 年 2 月 2 9 日（木）

会派	質問議員	内容
小金井市議会 公明党	No. 9 渡辺ふき子 議員	多様性を尊重し全ての市民が安心して暮らせる小金井市に ・性の多様性への理解を深める対策を ① パートナーシップ制度の活用状況について ② 支援グッズを作成して、LGBTQ アライ（支援者）を広げる取り組みを

令和 6 年度 男女共同参画室事業（予定）

1 若年層セクシャル・マイノリティ支援事業

- (1) 東京レインボープライド 2024 出展（4 月 19 日～21 日）
- (2) 居場所事業
- (3) 教育関係事業

2 男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）

- (1) 第 2 庁舎ロビーでポスター掲示、啓発物品の配布
- (2) 図書館本館で関連図書展示・貸出

3 男女共同参画シンポジウム

開催日：令和 6 年 7 月 20 日（土）

場 所：前原暫定集施設

内 容：講演会（講師未定）

4 市民参加による事業

- (1) 第 38 回こがねいパレット（11 月開催予定）
- (2) 情報誌「かたらい」発行（9 月、3 月の年 2 回発行）

5 女性総合相談

原則、毎週金曜日と第 2 木曜日。1 日 3 人

6 配偶者暴力・ストーカー被害者に対する個人情報保護の支援措置

7 女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）

DV 防止啓発パネル展

8 女性のための再就職支援講座（12 月開催予定）

9 広報を通じた周知・啓発

市報のほか、随時、ホームページや X（旧 Twitter）で事業の周知・啓発を行う。

10 印刷物を通じた啓発事業、情報提供等

- (1) 男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」
- (2) DV相談緊急連絡先広報カード
- (3) DV防止普及啓発冊子「知っておきたいデートDV」、「知っていますか？身近なDV」
- (4) 女性総合相談広報カード

11 性の多様性への理解促進事業

- (1) 性の多様性への理解促進のための職員研修（10月予定）
- (2) 性の多様性への理解促進のための市民向け講座（2月8日（土））
- (3) 性の多様性パネル展（2月予定）



## 令和 6 年度 第 1 1 期 審議会 スケジュール (予定)

回	開催日	主な議題等
第 1 回	5/13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱について</li> <li>・会長及び副会長の互選について</li> <li>・審議会の進め方について</li> <li>・第 1 1 期の審議内容について</li> </ul>
(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査、市職員意識調査の検討事項取りまとめ</li> <li>➡ 委員提出 5 月 3 0 日 (木) 〆切</li> <li>➡ 結果を委託事業者に報告</li> </ul>
第 2 回	7 月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 第 7 次行動計画(案)の諮問、計画策定事業概要及びスケジュール説明</li> <li>・市民意識調査、市職員意識調査の概要説明</li> <li>➡ 調査項目の検討</li> <li>・行動計画の推進状況調査(令和 5 年度実績)について</li> <li>➡ 調査報告の説明</li> <li>➡ 意見交換等</li> <li>➡ 「意見・質問シート」の提出依頼</li> </ul>
(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「意見・質問シート」の取りまとめ</li> <li>・各課へ照会、回答作成</li> <li>➡ まとまり次第、委員にメール報告</li> <li>・ヒアリング課の決定</li> <li>➡ 決定次第、委員にメール報告</li> <li>・提言(骨子案)作成</li> </ul>
第 3 回	10 月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 審議会開催前にヒアリング実施(15分程度)</li> <li>・推進状況調査報告(令和 5 年度実績)について</li> <li>➡ 委員の「意見・質問シート」報告</li> <li>➡ 各課からの回答について</li> <li>➡ 意見交換、全体を通しての意見等</li> <li>・提言(骨子案)について</li> <li>・市民意識調査、市職員意識調査の実施報告</li> </ul>

(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「推進状況調査調査報告書」の作成</li> <li>・提言(案)作成</li> </ul>
第4回	12月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)の検討</li> <li>・「推進状況調査調査報告書」配布</li> <li>・市民意識調査、市職員意識調査の経過報告、速報</li> </ul>
(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)修正作業</li> </ul>
第5回 〔予備日〕	1月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)の検討</li> </ul>
(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)修正作業</li> </ul>
第6回	3月 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言(案)の最終確認</li> <li>・市民意識調査、市職員意識調査の結果報告</li> </ul>
3月末		➡ 市長に提言提出